

大会に新しくその代表者を迎へようとの発末のことであり、尚ほ聯盟は絶えず未組織者に対する組合組織とこれが聯盟加入のことに關して努力して、あつてあります。特に艦政本部従業員を以て組織せられて居る潮光会の労働組合化とこれが聯盟加入の日の一日も早かりんことを全海軍作業方従業員の統一平和のために特に希ふ次第であります。

二、要求決議事項

労働条件の維持と改善を目的とする吾等の既往に於ける要求決議事項が、吾等の切実且つ緊要なる問題たることは申す迄もありませんが、要求の誠意尚ほ海軍當局の聰明に反映する所甚なくして、実現の遙々たることは遺憾とすべしであります。

本年度中に完全に実現を見よことを発末たものは、工務規則第二十七條ノ二第九節、即ち近視者の服喪に關する件と、濫利早速者に対する貸銀支

給金が従来十分の二分より四分に改正せられた二員に過ぎなかつたことあります。平均賃金の増額に關しては昇給行給の當面の処置として海軍當局の所謂「定貨上」に於て、希望に沿ふ方法が講せられたのであります。要するに一時糊塗策を講じて、根本的解決策に何等觸れておらぬのであります。乍併昇給問題が事實上行給の狀態にある薄給者の生活が著しく不安に陥つて、あることは海軍當局も亦認めるところであります。この際更に一段の努力を以て要求の貫徹に當るは成功は確信することから発末するべきであります。

有給休日制の問題は、労働の提供と一休日に給料を要求することの當否に就て海軍當局の間に完全なる意見の一致を見ることが発末ののちであります。その當否の議論は別として、吾々の要求するは國家の祝祭日に対して、これが生活の脅威たる弊害を除去し、祝祭日たより眞の意義を全からしめやうとするのであります。現在有給である四大節と同様なることを言ふのであります。